

社会福祉施設等の財産処分承認手続の簡素化について

- 介護保険の施行や社会福祉基礎構造改革の実施により、原則として利用者は福祉サービスを自ら選択できるようになる。利用者の選択を実効あるものとするためには、サービスの供給量を十分に確保することが不可欠である。
- このため、厚生省においては、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン及び障害者プラン等に基づき積極的にサービス基盤の整備を推進するとともに、社会福祉法人の資産要件などについて種々の規制緩和を行っているところである。これに加えて、既存の社会資源を有効活用することも重要な一方策と考えている。
- このような状況に鑑み、国庫補助を受けている社会福祉施設等の財産処分について、厚生大臣承認手続の簡素化を行うこととし、去る3月13日付けで、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（社援第530号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を発出したところである。
- この手続の簡素化により、既存の社会福祉施設を地域の需要に対応した社会福祉施設へ転用することが容易になるとともに、社会福祉法人の経営の多角化にも資するものと考えている。各都道府県市におかれては、管内の市町村及び社会福祉法人等に対して本通知の周知を図られたい。

社 援 第 5 3 0 号
平成12年3月13日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長
中核都市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について

社会福祉サービス基盤の整備については、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン及び障害者プラン等に基づき積極的にその推進を図っていくこととしているところであるが、地域の需要に対応した福祉サービスの拡充の必要性等の観点から、社会福祉施設の確保に際しては、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっている。

また、平成12年度からの介護保険法の施行を踏まえ、既存の社会福祉施設の効率的活用を図ることが早急な課題となっているところである。

このような状況に鑑み、今般、社会福祉施設等の財産処分の承認手続について簡素化を図ることとし、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内市町村等に対して周知を図るとともに、事務処理に遺漏のないよう配慮願いたい。

本通知に定める財産処分を行う際には、社会福祉施設等の利用者への影響等を十分勘案した上で行われるようご指導いただくとともに、財産処分について他の法令の定めがある場合は当該規定に基づき適正に行われた上での手続であることをご留意願いたい。

記

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金（以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、直接負担（補助）事業に係る施設にあっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に規定する厚生大臣の、間接負担（補助）事業に係る施設にあっては同法第7条第3項の規定により付した条件に基づく厚生大臣の承認（以下「承認」という。）が必要とされているところであるが、今後、以下に掲げる1から3までのいずれかに該当する財産処分であって、別に定める「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分報告書」により厚生大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱うものとする。（以下「報告手続」とする。）（当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。）

ただし、報告手続による転用等を行った場合であっても、その後、直接補助事業については、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできない。また、間接補助事業については、都道府県が市町村又は社会福祉法人に対し、若しくは指定都市又は中核市が社会福祉法人に対し、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生大臣が別に定める期間を経過するまで財産処分制限の条件を付さなければならない。

なお、次の1から3までに該当しない財産処分手続について他の通知で定めがある場合は、当該通知の定めに従うものとする。また、次の1から3までに該当し得る財産処分であっても、報告事項の記載不備など必要な要件が具備されていない場合は認められないものである。

1 転用

補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備（以

下「施設等」という。)で、社会福祉事業法等福祉各法の規定に基づき設置されたもののうち、同一事業者における以下に定める施設等への転用で、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、かつ承認手続が必要な旨別途通知されていないもの。

- (1) 補助金等の対象となる施設等
- (2) 社会福祉事業の用に供する施設等 ((1) への転用が困難である場合に限る。)

2 譲渡又は貸与

施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもの。

3 介護保険法円滑施行のための特例

平成12年度からの介護保険法を円滑に施行するための特例として、平成16年度までの間に限り、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ケアハウス)等の老人福祉施設のうち、平成11年度までに国庫補助事業が完了しているもの又は平成11年度以前の年度に工事に着手し、平成12年3月31日においてその工事を完了していないものの一部転用であって、介護保険法に規定する居宅介護支援事業又は居宅サービス事業(訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所へ転用するもの。

社援施第15号
平成12年3月13日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担
（補助）金に係る財産処分の承認手続等に係る留意事項について

標記については、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（平成12年3月13日社援第530号厚生省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知、以下「局長連名通知」という。）により通知されたところあるが、この取扱いに係る事務処理要領等については下記のとおりとするので、貴管内市町村等に対して周知を図るとともに、事務処理に遺漏のないよう配慮願いたい。

1 報告手続

財産処分の報告手続については別紙の様式により、原則として当該財産処分の前に厚生大臣に提出すること。

2 転用

局長連名通知の1において、転用元の施設を社会福祉事業法等福祉各法に基づき設置されたものとしている中には、施設設置時においては福祉各法上の根拠がなかったものであっても、転用時に福祉各法上の設置根拠に基づく施設になったものを含む取扱いとする。

なお、上記以外の施設等については、従来通り承認手続が必要となるのでご留意されたい。

3 介護保険法円滑施行のための特例

局長連名通知の3に定める介護保険法円滑施行のための特例に係る報告事項については、上記1の手続きを準用する。この場合、別紙の様式の備考欄に、介護保険制度円滑施行のための特例である旨記載すること。

4 転用と譲渡又は貸与が同時に行われる場合の取扱い

転用と譲渡又は貸与が同時に行われる場合は、当該転用が局長連名通知に定める転用に関する要件を満たし、かつ、無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与の場合は、報告手続の対象とみなし、同一の報告書で報告して差し支えないものとする。

5 再転用を行う場合の10年を超える期間の起算時点について

国庫補助事業完了後に一度転用を行った施設等について、再び転用を行う場合は、最初の転用が完了した時を国庫補助事業完了時とみなし、報告事項に該当するかどうか判断するものとする。

なお、一部転用の場合の当該一部転用を行った施設等以外の部分については、当初の国庫補助事業完了時から起算する扱いとする。

厚生大臣殿

都道府県知事又は市町村長名 印

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分報告書

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので平成12年3月13日付社援第530号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分手続の簡素化について」により報告します。

記

1 処分の内容

施設種別	補助事業者	施設名	定員	設置主体 (経営主体)	所在地
			名	()	

国庫負担（補助） 金額	総事業費	国庫負担（補助） 年度	処分制限期 間	経過年数
() 円	円	年度	年	年

建物構造	建物延面積	処分 区分	処分内容	処分予定 年月日	備考
	() ㎡				

2 経緯及び処分の理由

.....

.....

.....

.....

3 添付資料

- ・対象施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの）
- ・対象施設の写真
- ・国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「国庫負担(補助)金額」、「建物の延面積」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、処分に係る部分について実書し、全体を()書きすること。
- (2) 「建物構造」欄：鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「処分区分」欄：転用、一部転用、譲渡、一部譲渡、貸与、一部貸与の別を記入する。
- (4) 「処分内容」欄：財産処分の内容を簡潔に記載する。

例 ○○施設を□□施設(定員○名)に転用
○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更
○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続

2 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を簡潔に記載。転用において社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金対象外の施設に転用する場合は、その理由も記載すること。

3 添付書類

対象施設の全部を譲渡又は貸与する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。間接補助事業については、施設設置者からの財産処分承認申請書等の写しを添付すること。

転用の場合は、工事完了時の検査済証の写など国庫補助事業完了時から10年を超える期間を経過していることが確認できる資料を添付すること。ただし、確定通知書等で期間の経過が明らかな場合は添付の必要はない。

その他参考となる資料については、適時当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

転用を簡素化する対象について

